

令和8年稲敷市農業委員会第5回総会

〔5月11日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 3 報告第2号 農地法第18条（通知）
日程 4 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 5 議案第2号 農地法第3条の2（許可の取消し）
日程 6 議案第3号 農地法第4条（知事）
日程 7 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程 8 議案第5号 現況証明（農委処分）
日程 9 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
日程10 議案第7号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
8番	村松清美君	17番	坂本富男君
9番	坂本和夫君	18番	川島昇君
10番	村山文雄君	19番	根本脩君

欠 席 委 員

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 臣 哉 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	黒 田 真 樹 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	坂 本 証 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	久保田 健 夫 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和8年5月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行ってくださいました推進委員さん6名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は2番篠崎文夫委員、3番黒澤克巳委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書1ページから10ページまでの12件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号6番の方は、農業委員会による斡旋の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書11ページから26ページまでの29件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があつたものになります。申請番号1番から22番、26番から29番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号23番から25番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 27ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転4件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 上根本字中曽根、田1筆、1, 915㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号2番 三次字接京田、他2地区、田6筆、6, 846㎡についてでございますが、渡人が耕作及び管理が困難となったため買い受けるものでございます。

申請番号3番 境島字川脇、他1地区、田9筆、11, 456㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号4番 東大沼字小沼、田1筆、1, 891㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため借り受けるものでございます。

申請番号5番 江戸崎字道城沖、田1筆、1, 431㎡についてでございますが、受人の自作地に隣接し耕作便利のために買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口 幸一君） 4番山口です。申請番号1番について、報告いたします。

5月10日に油原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、トラック1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○16番（飯塚 治正君） 16番飯塚です。申請番号2番について報告いたします。

5月2日に松田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台と直轄用田植機2台を、稲敷市三次の宮本忠氏と共同使用しており、コンバイン・乾燥機については稲敷市上馬渡の内野信征氏に委託しております。他に耕運機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は受人が90日、同一世帯員が、父親ですが180日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本和夫君） 9番坂本です。申請番号3番について、報告いたします。

5月6日に坂本推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。受人の農地所有適格法人要件は、満たしております。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、乾燥機3台を所有しております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。申請番号4番について、報告いたします。

去る5月3日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は300日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山 文雄君） 10番村山です。申請番号5番について、報告いたします。

去る5月5日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第3条の2（許可の取消し）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第3条の2（許可の取消し）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

久保田係長。

○農業委員会事務局係長（久保田健夫君） 29ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の2（許可の取消し）」でございます。

申請番号1番から5番について説明いたします。

令和7年5月総会にて許可された農地について譲渡人と譲受人の間における事務手続きに不備があったことが判明いたしました。具体的には、当該農地の売買について双方の合意が先行していたことから、譲受人が譲渡人の署名を得ることなく、独断で申請書類を作成し提出したものです。

手続き上の瑕疵を重く受け止めた譲受人より、許可の取消しを求める申し出がありました。

事務局から譲渡人へ事実確認を行ったところ、「申請プロセスに不適切な点はあったものの、当該農地の売却意向そのものには変わりはない」との回答を得ております。

後日改めて申請がなされる予定であります。

議案第2号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第3条の2（許可の取消し）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可を取り消すことに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

日程6 議案第3号 農地法第4条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第4条（知事）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 30ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条（知事）」でございます。

申請番号1番 町田字馬之内 畑1筆 602㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。

申請人は、申請地近隣で農業を営む農家であり、農業用機械置場が不足しているため、新たに農業用倉庫を新設するため申請に及んだものであります。事業計画は軽量鉄骨造平屋建て1棟 取水排水はなく、雨水は敷地内浸透する計画です。なお、第1種農地と判断した区域でございますが、農地法施行令第4条第2項イ、農業用施設に該当します。

これで、議案3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。

申請番号1番について、去る7日、中沢推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第4条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第4号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。なお、申請番号3番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、遠藤一行委員が該当いたしますので、12番遠藤一行委員の退室を求めます。

（遠藤一行委員退室）

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 31ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字谷津前 畑1筆674㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。620wパネル168枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 市崎字大峯 田5筆、畑1筆 3,653㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請者は主に東北地方にてドラッグストアを営む法人で、関東にて新規出店を行うため、申請に及んだものであります。事業計画は鉄骨造平屋建1棟、取水は水道、汚水・雑排水は公共下水へ接続し、雨水は浸透槽を設置し、敷地内浸透処理をする計画です。碎石にて埋め立てを行う計画で、市廃棄物対策室との協議も了しております。

申請番号3番 中山字中山、畑1筆、317㎡についてですが市街化調整区域で農業公共投資の行われた小集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は現在借家で暮らしており、家族の成長に伴い手狭になったことから、自己住宅を新設するため申請に及んだものであります。事業計画は木造2階建て1棟 取水は水道、汚水・雑排水は公共下水へ接続し、雨水は敷地内浸透処理をする計画です。

申請番号4番 高田字馬場下、畑2筆、987㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル138枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号5番 高田字宗ノ宮、畑1筆、1, 166㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。635wパネル150枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号6番 高田字横田山、畑2筆、993㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。625wパネル160枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号7番 月出里字花指、畑1筆、1, 098㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。620wパネル180枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 江戸崎字神倉、田1筆、1, 729㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。620wパネル180枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号9番 村田字貝塚、畑1筆、1, 315㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。720wパネル138枚設置、雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第4号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口 和彦君） 15番山口です。

申請番号2番について、去る7日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、店舗用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口幸一君） 4番山口です。

申請番号3番について、去る7日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番から7番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本 典勇君） 11番墳本です。

申請番号4番から7番について、去る7日、木村推進委員と古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本 信夫君） 6番宮本です。

申請番号8番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号9番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山 文雄君） 10番村山です。

申請番号9番について、去る7日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、12番 遠藤一行委員の入室を認めます。

日程 8 議案第 5 号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 5 号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 34 ページをお開き願います。

議案第 5 号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付 12 件でございます。

申請番号 1 番 神宮寺字前原、畑 1 筆、520㎡、

申請番号 2 番 高田字千葉野、畑 1 筆、4,060㎡、

申請番号 3 番 高田字千葉野、畑 1 筆、1,980㎡、

申請番号 4 番 高田字千葉野、畑 1 筆、1,988㎡、

申請番号 5 番 桑山字中内久保、畑 1 筆、665㎡、

申請番号 6 番 上根本字矢萩台、畑 1 筆、1,125㎡、

申請番号 7 番 上根本字矢萩台、畑 1 筆、227㎡、

申請番号 8 番 上根本字矢萩台、畑 1 筆、297㎡、

申請番号 9 番 上根本字矢萩台、畑 1 筆、501㎡、

申請番号 10 番 西代字下手、田 1 筆、1,691㎡、

についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号 11 番 西代字東田、田 1 筆、165㎡、

についてですが、平成 11 年頃から宅地として使用しており、撮影年月日平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と顛末書の添付された申請になります。

申請番号 12 番 佐倉字姥神、畑 1 筆、434㎡、

についてですが、昭和 43 年頃から宅地として使用しており、撮影年月日平成 17 年 11 月 8 日の空中証明写真と顛末書の添付された申請になります。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号 1 番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1 番（吉田 武君） 1 番吉田です。

申請番号 1 番について、去る 7 日、永野委員と田仲推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号 2 番から 5 番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11 番（墳本 典勇君） 11 番墳本です。

申請番号2番から5番について、去る7日、宮本委員と木村推進委員と古渡推進委員と坂本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番から9番について、山口幸一委員より報告をお願いいたします。

○4番（山口 幸一君） 4番山口です。

申請番号6番から9番について、去る7日、遠藤委員と油原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番、11番について、坂本和夫委員より報告をお願いいたします。

○9番（坂本 和夫君） 9番坂本です。

申請番号10番、11番について、去る8日、坂本富男委員と坂本泰助推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号10番については現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みはありません。申請番号11番については、現地は平成11年頃から宅地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号12番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本 信夫君） 6番宮本です。

申請番号12番について、去る7日、墳本委員と坂本推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は昭和43年頃から宅地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田真樹君） 37 ページをお開き願います。

議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、27 件、107 筆、204,613㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

黒田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（黒田真樹君） 52 ページをお開き願います。

議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」についてでございます。農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

再転貸が10 件、59 筆、162,906㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもって、令和8年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時38分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

2 番 委 員 篠 崎 文 夫

3 番 委 員 黒 澤 克 巳